

公益社団法人日本精神神経学会
日本専門医機構認定精神科専門医制度規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 精神科専門医制度は一般社団法人日本専門医機構（以下、機構）のもとで、精神医学および精神医療の進歩に応じて、精神科医の態度・技能・知識を高め、すぐれた日本専門医機構認定精神科専門医（以下、専門医）を育成し、生涯にわたる相互研鑽を図ることにより精神医療、精神保健の向上と社会福祉に貢献し、もって国民の信頼にこたえることを目的とする。

(事業)

第 2 条 前条の目的を達成するため、日本精神神経学会（以下、学会）は専門医制度委員会を設置し、また、機構の下に設置される委員会に委員を派遣し、機構と連携して専門医の研修、資格審査、更新に係る事業ならびに、その他本制度を維持するための事業をおこなう。

第 2 章 専門医制度委員会

(専門医制度委員会)

第 3 条 専門医制度委員会は、統括機関として専門医制度常任委員会（以下、常任委員会）を置き、その下に次の委員会を置く。

- (1) 専門医研修委員会
- (2) 研修プログラム審査委員会
- (3) 指導医資格認定委員会
- (4) 専門医試験運営統括委員会
- (5) 生涯教育委員会
- (6) その他、本制度の業務をおこなうために常任委員会が必要と認めた場合は理事会の承認を得て委員会を設置する。

(業務)

第 4 条 前条の委員会は、次の業務を行う。

- (1) 教育研修に関する業務
- (2) 精神科専門医制度研修施設群（以下、研修施設群）の審査・更新審査に関する業務
- (3) 研修施設群情報の登録・管理に関する業務
- (4) 精神科専門医制度指導医（以下、専門医研修指導医）資格の認定・更新に関する業務
- (5) 専門医資格の審査・更新審査に関する業務
- (6) 専門医情報の登録・管理に関する業務
- (7) 機構や他の学会と連携し、この制度を適切に運用するための業務
- (8) その他、制度の運用に必要な業務

(機構への委員派遣)

第 5 条 機構の下に設置された委員会に対し、本学会専門医制度委員会の委員を派遣する。

(委員会の委員)

第 6 条 第 3 条に規定する委員会の委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を経て、補充するものとし、その任期については前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第 7 条 専門医制度の運営に携わる者は、業務上知り得た情報に関してみだりに漏示してはならない。

第 3 章 専門医の認定審査と登録

(専門医認定の申請要件)

第 8 条 学会は、次の各号のいずれにも該当し、なおかつ専門医認定試験に合格した者を専門医にふさわしいと判定し、その審査結果を機構に報告する。

(1) 日本国の医師免許証を有する者

(2) 精神科専門研修開始時に学会員である者

(3) 5 年以上の臨床経験を有する者で、精神科専攻医の研修に関する施行細則に規定する研修施設群において研修プログラムに沿い、専門研修指導医の下、精神科専門研修を 3 年以上おこない、その課程を修了した者

(専門医の認定・登録)

第 9 条 専門医として機構により認定された者は、学会に専門医として登録する。

第 4 章 研修開始の登録

(専攻医の登録)

第 10 条 専門医を目指す者は研修施設群での研修開始時に、学会に専攻医として登録する。

第 5 章 研修施設群ならびに専門研修プログラムの認定審査と登録

(研修施設群の審査)

第 11 条 学会の専門医制度委員会は、精神科専攻医の研修に関する施行細則に定める基準にもとづき研修施設群(研修基幹施設ならびに研修連携施設)ならびにその専門研修プログラムについて審査をおこない、その結果を機構に報告する。

(研修施設群の認定・登録)

第 12 条 機構により研修施設群として認定された施設は、学会に登録する。

(研修施設群の更新)

第 13 条 研修施設群として認定された施設は、5年ごとに認定の更新をしなければならない。

2 研修施設群は更新までの5年間、年度の研修実績報告をおこない、機構によりサイトビジット等の要請がある場合には、それに対応しなければならない。

第 6 章 専門研修指導医の審査・認定

(専門研修指導医認定の申請要件)

第 14 条 専門研修指導医の資格を申請する者は精神科専門医制度指導医認定・更新に関する施行細則に定める要件を満たしていなければならない。

(専門研修指導医の認定・登録)

第 15 条 専門研修指導医として認定された者は、学会に登録され、学会より指導医認定証が交付される。

(専門研修指導医資格の更新)

第 16 条 専門研修指導医の認定を受けた者は、5年ごとに認定の更新をしなければならない。

2 認定の更新をしようとする者は、精神科専門医制度指導医認定・更新に関する施行細則に定める基準にしたがって、手続きをおこなう。

第 7 章 専門医の更新

(専門医の更新)

第 17 条 専門医の認定を受けた者は、5年ごとに認定の更新をしなければならない。

(専門医更新の申請要件)

第 18 条 専門医の更新を申請する者は精神科専門医資格の更新に関する施行細則に定める要件を満たさなければならない。

(専門医の更新審査・認定)

第 19 条 学会は専門医の更新審査をおこない、その結果を機構に報告する。

第 8 章 専門医の資格喪失・取消・停止

(専門医資格の喪失)

第 20 条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 医師としての資格を喪失したとき

- (2) 学会員としての資格を喪失したとき
 - (3) 専門医としての資格を辞退したとき
 - (4) 専門医の認定更新をしなかったとき、認定されなかったとき
- 2 学会は、専門医の資格を有する者について前項各号の事実を覚知したときは、当該者の氏名、所属、覚知した事実の内容等を機構に情報提供する。

(専門医資格の取消)

第 21 条 学会は、専門医の資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合、常任委員会および理事会の議決をもって、当該者の氏名、所属および該当する事実の内容等を付して当該者の専門医資格の取消を機構に意見具申することができる。

- (1) 専門医として相応しくないと判断したとき
- (2) 専門医認定審査申請に重大な誤り、あるいは虚偽があったとき

(専門医資格の停止)

第 22 条 学会は、専門医の資格を有する学会員に対し、「懲戒規則」に基づき一定期間の会員資格停止の措置を行った場合、前条の常任委員会および理事会の議決をもって当該者の専門医資格の取消または停止について、当該者の氏名、所属および会員資格停止の措置の理由等を付して機構に意見具申をする。

(専門医資格の停止の解除)

第 23 条 前条による意見具申の結果、機構により専門医資格の停止を受けた者が、「懲戒規則」に基づき会員資格停止の措置が解除されたことを受け、専門医資格の停止について解除を求める場合には、その理由等を記載した文書により学会に申し出なければならない。

- 2 学会は、前項の申し出を受けたときは、常任委員会および理事会の議決をもって当該者の専門医資格停止の解除の可否について、当該者の氏名、所属および前項の文書を付して機構に意見具申をする。

第 9 章 補 則

(規則の変更)

第 24 条 この規則の変更は、常任委員会、理事会および代議員総会の議決を経なければならない。

(施行細則)

第 25 条 この規則の施行に必要な以下の施行細則は、別に定める。

- (1) 精神科専門医制度運営に関する施行細則
- (2) 精神科専門医認定に関する施行細則
- (3) 精神科専攻医の研修に関する施行細則
- (4) 精神科専門医制度指導医認定・更新に関する施行細則

(5) 精神科専門医資格の更新に関する施行細則

附 則

- 第1条 この規則は、平成27年9月23日から施行する。
- この規則は、平成28年6月1日より改定施行する。
- この規則は、令和7年6月18日より改定施行する。